

国家戦略における 知的財産および放送・通信の位置付け

——「放送と通信の融合」から見た著作権制度(1)——

The position of Intellectual Property, Broadcasting and Communications
at the national strategy

——investigate into the copyright system problem
from the fusion of Broadcasting and Communications(1)——

岩 田 英 朗

Iwata, Hideaki

ABSTRACT

On June 8, 2006, the Intellectual Property Policy Headquarters — which was established basis in the “Basic Law on Intellectual Property” — decided upon its “Intellectual Property Strategic Program 2006”. In this program, the government showed the policy of using the Internet Protocol multicast technology as a positive force in Broadcasting. The government is planning to propose an amendment to the Copyright Law at the National Diet by the end of the 2006 fiscal year.

In Japan, Broadcasting and Communications have been clearly divided under the law. However, as information technology continues to advance the “information society”, the boundary between Broadcasting and Communications will disappear. Both belong to one of our most important infrastructures, and are indispensable to the economy and society. Under this fusion of Broadcasting and Communications, the people’s interests become the quality, quantity, and cost of content. The expansion of the copyright system is very important for this fusion, because the Copyright Law is providing both the object and the subject of such content.

In this paper, at first I will clarify the current state of the copyright system and point out several problems from the viewpoint of the fusion of Broadcasting and Communications. After that, I wish to consider the ideal method of the copyright system.

1. はじめに

内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部は、2006年6月8日の会合において「知的財産推進計画2006」を策定した。2002年11月27日に可決・成立した知的財産基本法⁽¹⁾第二十四条に基づき内閣に設置された知的財産戦略本部は、2003年より毎年、知的財産推進計画⁽²⁾を策定している。推進計画の策定に際しては、前年度計画で示された施策の進捗状況を踏まえ、我が国が目指す「知的財産立国」実現のために必要とされる施策が追加されている。

「知的財産推進計画2006」では、新たに定められた施策の中でも特に「IP⁽³⁾マルチキャスト放送の積極的活用」が社会的に大きな注目を集めている。通信の一種であるIPマルチキャストによってデジタルTV放送を同時再送信することを可能とする著作権法改正案を、2006年度中のできるだけ早い時期に国会に提出すると明記した点で、それまでの推進計画より踏み込んだ内容となっている。

我が国の法体系において放送と通信は明確に区分されており、放送事業者と通信事業者の法的地位にもその違いが反映されている。一方で、IT (Information Technology) の発達に伴う高度情報化社会の進展の中で、以前は存在した放送と通信の技術的罅が限りなく低下し、両者を社会的施策として区別する現状への批判が顕在化していた。

(1) 2002年(平成14年)法律第百二十二号

(2) 2003年(平成15年)7月8日策定「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」
2004年(平成16年)5月27日策定「知的財産推進計画2004」
2005年(平成17年)6月10日策定「知的財産推進計画2005」

(3) Internet Protocolの略。IPによって相互結合された世界規模の情報通信ネットワークをインターネット(The Internet)と呼称している。

放送と通信は主要な社会基盤の一つであり、経済活動だけでなく国民生活にとっても必要不可欠な存在だと認識されている。実際、NHK 放送文化研究所が行った平成 18 年 6 月全国個人視聴率調査⁽⁴⁾によれば、週平均・1 日あたりの視聴時間は TV で 3 時間 43 分・ラジオで 34 分と長く、また平成 17 年「通信利用動向調査」⁽⁵⁾によれば、平成 17 年末におけるインターネット普及率は従業員 300 人以上の企業で 99.1%、従業員 5 人以上の事業所で 85.7%、世帯では 87.0% になっている。

「放送と通信の融合」は国民生活に直接影響を及ぼす問題であり、国民の関心も高い。しかし、関心の対象は放送や通信といった情報伝達形態そのものではなく、放送や通信に供せられるコンテンツの質と量それに価格である。コンテンツの主体と客体を定めているのが著作権法である以上、我が国において有益な「放送と通信の融合」の鍵を握るのは、著作権制度の拡充である。

そこで本論文では、放送と通信をキーワードに著作権制度の現状と課題を明らかにし、今後の著作権制度のあり方について考察する。

2. 知的財産基本法と知的創造サイクル

2-1. 知的財産権の客体

知的財産基本法の成立過程や同法が示す理念については拙稿⁽⁶⁾で既に詳しく述べているが、同二条では知的財産を『発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明された自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、称号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報』と定義する。

(4) http://www.nhk.or.jp/bunken/research/housou/shichou/shichou_06072001.pdf を参照のこと。

(5) 平成 18 年 5 月 19 日総務省公開

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060519_1_bt1.pdf を参照のこと。

(6) 岩田英朗, “IT 革命下での知的財産権保護”, 『情報通信技術の発展に伴って生じる社会問題に関する研究』, P.1~P.17, 和歌山大学経済学部, 2003 年

知的財産は、人間の知的創造活動によって生み出された無体物である。従ってその権利は、発生時期や及ぶ範囲などを明示的に定めた特別法に基づいて排他的独占権として個別に保護される。排他的独占権には期限が定められており、保護期間を過ぎると人類全体の共有物として扱われる。また保護期間内であっても、場合によっては人類全体の幸福のために、排他的独占権の行使が制限される規定を設ける点も共通する。

一方では、表1に示す通り知的財産権は、主として精神世界（文化）における創造活動の産物としての著作権と、主として物質世界（産業）における創造活動や識別標識としての工業所有権に大別できる。従って植物品種保護権と回路配置利用権は、その産業的価値が近年になって認識された工業所有権類似の権利と考えるのが適切である。

精神世界と物質世界という客体における規定領域の相違は、著作権と工業所有権（類似の権利を含む：以下、特に明示無き場合は同じ）における権利発生手段と時期に影響を与える。著作権法は、著作物が誕生した時点で無条件かつ自動的に著作権が発生すると定めるため、著作者は登録行為を必要とせずその排他的権利を享受できる⁽⁷⁾。しかし、工業所有権を規定する各特別法では権利の有効性が原則として国の登録制度に依存するため、法律に示された手続きに従って登録が完了しない限り排他的独占権を享受できない⁽⁸⁾。その結果、たとえ法律が定める権利対象としての要件を満たしていても、保護するに適當でない⁽⁸⁾と国が判断した場合は工業所有権として保護されないケースもあり得る。

知的財産に付与された排他的独占権についても両者は異なる。工業所有権ではその財産的価値のみが評価の対象となるため、権利行使に際しては一般の有体物財産同様のルールが適用される。一方の著作物の場合、生産者たる著作者には著作物の財産的価値をコントロールする権利（財産権）と同時に、一身専属性と不可譲渡性⁽⁹⁾を有する著作者人格権⁽¹⁰⁾も付与される⁽¹¹⁾。著作者の人格的利益は

(7) 特段の権利化手続きを経ることなく発生する制度を無方式主義と呼ぶ。

(8) この様に、権利化手続きを経ることを必須とする制度を方式主義と呼ぶ。

表 1 知的財産権を規定する特別法とその所管省庁

特別法（法が主に規定する権利）		所管省庁	
知的財産基本法		内閣官房	
著作権法（著作権）		文化庁	文部科学省
工業所有権法	特許法（特許権） 実用新案法（実用新案権） 意匠法（意匠権） 商標法（商標権）	特許庁	
	不正競争防止法 （商品の形態，営業秘密，商号， 商品等表示，技術的保護手段の回避， 取引上の表示，営業上の信用）	経済産業省	
	商法（商号）	法務省	
	不当景品類及び不当表示防止法 （取引上の表示）	公正取引委員会	総務省
工業所有権法類似	種苗法（育成者権）	農林水産省	
	半導体集積回路の回路配置に関する 法律（回路配置利用権）	経済産業省	

著作者死亡後も最大限保護される⁽¹²⁾。

財産権としての著作権は狭義の著作権とも呼ばれるが，著作物が文化的所産であることを理由に，工業所有権のそれとは異なった理念が適用されるケースも存在する。なお，著作者人格権と狭義の著作権をあわせて広義の著作権と称する場合もある。

2-2. 知的財産基本法の存在意義

政府は，中長期に渡る持続的経済発展を実現するための「知的財産立国」構

✓ (9) 著作権法十五条に基づく法人著作の場合を除く。

✓ (10) 著作者人格権は公表権（十八条）・氏名表示権（十九条）・同一性保持権（二十条）から構成され，著作者が死亡する以外には消滅しない。

✓ (11) 著作権法五十九条

(12) 著作権法六十条

想を掲げている。知的財産立国とは、従来型の“労働集約・大量生産型ものづくり”に加え、より付加価値の高い“知識集約型ものづくり”型の産業構造を有する国のことであり、政府による新たな国家戦略の柱となっている。

知的財産立国の実現には、知的財産の創造・保護・活用からなる「知的創造サイクル」を構築するだけでなく、サイクルの早く大きな回転が必要だと考えられている。知的創造サイクルを確立（構築および早く大きな回転）するためには、創造された知的財産の主体と客体が法律によって適切に定められ、知的財産権が社会にとって有用な形で保護されることが絶対条件となる。なぜなら、知的財産は権利の明確化によって初めて社会で活用されうる状態となり、知的財産の創造だけでなく流通や管理に携わった個人・団体に、社会的に妥当な収益をもたらすからである。経済的利益が知的財産の新たな創造の糧となり、知的財産の拡大再生産が図られて初めて、知識集約型ものづくりを基盤とする国家が実現する。

ところが、客体が有する特性の相違が原因となって、各特別法の所管省庁は表1に示す通り多岐に渡る。そこで政府は、特別法を基準とするボトムアップ型の制度整備では知的創造サイクルの確立に向けた組織横断的な制度改革が困難であると判断し、知的財産基本法を制定する。同法では、知的財産の創造・保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進する知的財産戦略本部を内閣に設置することにより、スピーディーな制度改革をトップダウンで行おうとしている。

2-3. 知的財産高等裁判所と知的創造サイクル

科学技術の急速な発展とそれに伴う経済のグローバル化・スピーディ化によって、社会を構成する各要素は高度化・複雑化する一方にある。その結果、産業界のみならず国民の間からも、社会的紛争を迅速かつ公平に解決する手段を構築するよう強い要望が出されている。そこで政府は、1999年に成立した司法制度改革審議会法⁽¹³⁾を出発点として司法制度改革推進本部を内閣に設置し、裁判の迅

速化を軸とした司法制度改革に積極的に取り組んでいる。その大きな柱の一つは、産業界からの要望が特に強かった「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」であった。この取り組みは、2003年の民事訴訟法改正⁽¹⁴⁾と2004年の知的財産高等裁判所設置法成立⁽¹⁵⁾によって、知的創造サイクルを確立する施策の一つとして結実した。

2003年の民事訴訟法改正によって、知的財産権の中でも特に特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利（以下、特許権等）に関する訴えについては、地方裁判所の管轄に属する事件の場合は東京⁽¹⁶⁾または大阪⁽¹⁷⁾地方裁判所のいずれかの専属管轄⁽¹⁸⁾と定められた⁽¹⁹⁾。また、大阪地方裁判所で判決がなされた特許権等に関する事件の控訴については、東京高等裁判所⁽²⁰⁾の専属管轄とした。

一方、意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く）、出版権、著作隣接権、種苗法に基づく育成者権、不正競争による営業上の利益（以下、意匠権等）の侵害に係る訴えの場合は、民事訴訟法第四条または第五条の規定による管轄裁判所の他に、東京⁽²¹⁾または大阪⁽²²⁾地方裁判所のいずれかにも提訴⁽²³⁾できるとした。

同改正によって、知的財産に係る紛争を東京・大阪両地方裁判所および東京高等裁判所（一部は大阪高等裁判所）へと誘導することを狙っている。知的財

✓ (13) 1999年（平成11年）法律第六十八号。2001年（平成13年）法律百十九号「司法制度改革推進法」成立に伴い、2001年6月失効。

(14) 2003年（平成15年）法律第八号「民事訴訟法の一部を改正する法律」

(15) 2004年（平成16年）法律百十九号

(16) 東京、名古屋、仙台、札幌各高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所の場合

(17) 大阪、広島、福岡、高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所の場合

(18) 民事訴訟法六条1項

(19) 民事訴訟法六条2項の規定により、簡易裁判所の管轄に属する事件の場合でも東京・大阪いずれかの地方裁判所にその訴えを提起することが可能となっている。

(20) 民事訴訟法六条3項

(21) 東京、名古屋、仙台、札幌各高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所の場合

(22) 大阪、広島、福岡、高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所の場合

(23) 民事訴訟法六条の二

産に係る事件を特定の裁判所に集中することによって、特に知的財産権に関する豊富な知識と経験および科学技術に対する深い理解と造詣を有する裁判官や裁判所調査官、書記官、事務官を集中させ、同時にそれら人材を体系的に養成しようとしている。

同改正ではまた、特に専門的見地を要する事件の審理においては、訴訟関係の明瞭化や訴訟手続の円滑化を図る目的で、その分野の専門家を裁判手続に関与させることができる専門委員制度⁽²⁵⁾が設けられた。知的財産権関係事件の中でも特に技術型の事件の第一審を東京と大阪の地方裁判所に集中させることにより、知的財産に関する専門委員の効率的な活用が見込めるため、審理の迅速化と公平性に大きく寄与すると期待されている。

続く知的財産高等裁判所設置法成立によって、2005年4月1日をもって東京高等裁判所内に知的財産権関係事件を専門に扱う特別の支部としての知的財産高等裁判所が設置され、その専門性が一層強化され現在に至っている。

表2 知的財産権関係事件を管轄する裁判所

訴えの内容		管轄する裁判所	
		第一審	控訴審
特許権等 (技術型)	特許権 実用新案権 回路配置利用権 プログラムの著作物についての 著作権者の権利	東京または大阪地方裁判所に専属管轄 簡易裁判所が管轄権を有する場合は、民事訴訟法第四条または第五条の規定による管轄裁判所以外に東京または大阪地方裁判所でも提起可能	東京高等裁判所内に設置された特別の支部である 知的財産高等裁判所
	意匠権等 (非技術型)	意匠権 商標権 著作権者の権利(プログラムの著作物についての著作権者の権利を除く) 出版権 著作隣接権 育成者権(種苗法) 不正競争による営業上の利益	
東京地方裁判所		民事訴訟法第四条または第五条の規定による管轄裁判所(東京と大阪の地方裁判所を除く)	
大阪地方裁判所			
大阪地方裁判所			

(2006年7月1日現在)

知的財産権関係事件に係る裁判所の管轄に関する現状をまとめたのが表2である。知的財産権関係事件を一般の民事事件から区分するだけでなく、審理において科学技術の専門知識が必要となる紛争とそうではないものを技術型と非技術型に区分し、別に審理を進めることによって一層の効率化を図っている。また、表1に示した工業所有権と著作権という区分から離れ、技術性の有無から知的財産を区分するという、従来にはない新しい思想が施策に反映されている点にも留意すべきである。

3. 放送と通信の現状

3-1. 放送と通信の定義

放送法⁽²⁶⁾二条一号では「放送」を『公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信』と定義する一方、電気通信事業法⁽²⁷⁾二条一号では「電気通信⁽²⁸⁾」を『有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること』と定義する。以上から、放送と通信の原則的区分を示したのが表3である。

上記原則に従い、情報伝達に供する人工衛星を我が国ではBS（Broadcasting Satellite：放送衛星）とCS（Communication Satellite：通信衛星）に分類し、行

表3 放送法と電気通信事業法による放送と通信の区分

		公衆への直接送信形態	
		存在する	存在しない
伝達手段	有線その他電磁的方式	×	通信
	無線	放送	

✓(24) 2005年4月現在、東京と大阪の地方裁判所には知的財産権関係事件を扱う専門部が設置され、大阪高等裁判所には集中部が設置されている。

✓(25) 民事訴訟法九十二条の二

(26) 1950年（昭和25年）法律第三百三十二号

(27) 1984年（昭和59年）法律第八十六号

(28) 以下、特に明記なき限り「通信」と「電気通信」は同値とする。

政上の扱いも別としている。2001年（平成13年）12月26日に総務省が改定した「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」⁽²⁹⁾（以下、CSガイドライン）では、『公衆に直接受信させることを送信者が意図していることが、送信者の主観だけでなく客観的にも認められるかどうか』という放送と通信の区分基準を提示している。

CSガイドラインの目的は、無線による情報伝達における放送と通信の具体的かつ明確な基準を示した上で、CSを利用した両者の中間領域的なサービスの普及促進を図る点にある。よって、CSガイドラインで示された「放送と通信の区分基準」は、一般論として適用可能である。また、総務省がこれまで示してきた見解⁽³⁰⁾に基づく限り、「公衆」は「不特定多数」を意味する。なお、1989年の放送法および電波法の一部改正⁽³¹⁾により、現在ではCSを用いた公衆への直接送信が受託放送⁽³²⁾として認められている。

問題は、有線⁽³³⁾による公衆への直接送信行為の法的地位である。放送法の定義に従えば、有線による放送は成立しない。しかし、有線電気通信設備を用いた「多数の人間に対し、同一内容を同期的に直接受信させる行為」は技術的に可能であるため、同行為の一部は既に有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律⁽³⁴⁾（以下、有線ラジオ放送法）および有線テレビジョン放送法⁽³⁵⁾によって制度化されている。

有線ラジオ放送の実施に当たり事業者は、有線放送を行うエリアを総務省に届出⁽³⁶⁾る必要がある。有線TV放送においても事業者は、総務大臣の許可を得た施設を用いる義務⁽³⁷⁾があり、有線放送の提供エリアは明示される。有線放送の場合、

(29) 1997年（平成9年）12月18日に旧郵政省策定

(30) 例えば、2001年（平成13年）12月26日に総務省が出したプレスリリースより
http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/011226_1.html

(31) 1989年（平成元年）法律第五十五号

(32) 放送法二条一の三号および二の二の三号

(33) 有線電気通信一般を規定した法律として、有線電気通信法（1953年：昭和28年：法律第九十六号）が存在する。

(34) 1951年（昭和26年）法律第三百三十五号

(35) 1972年（昭和47年）法律第百十四号

サービスの実施に当たって事業者は、事前の契約に基づかない第三者が事業者
に無断で有線電気通信設備に接続し、有線放送内容を視聴する状況を想定する
必要はない。従って有線放送は、無線を用いる放送とは異なり「不特定」への
直接送信を意図しておらず、有線放送の対象は「特定多数」だと考えることも
可能である。

しかし、有線テレビジョン放送法二条一項では有線放送を『公衆によつて直
接受信されることを目的とする有線電気通信の送信』と定義する。サービスエ
リアを限定した有線電気通信設備内であっても、通信網に接続された全ての視
聴機器を対象とするのであれば、公衆要件である「不特定多数」に該当する。
実際、総務省設置法⁽³⁸⁾の四条六十六号では、総務省の所掌事務の一つに『電気通信
業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること』と明
記されている。

また各法では、使用する電気通信設備を設置する「有線放送施設者」と実際
に放送事業を行う「有線放送事業者」を区分している。コンテンツ提供者とイ
ンフラ整備者を分離することにより、ビジネスチャンスを最大限提供する社会
環境を整備するのがその目的であり、“上下分離”や“ソフトとハードの分離”
と一般に称せられている。先に述べたCSを用いた受託放送も、放送事業者と通
信設備（CS）設置者を分離するという意味で、上下分離を実現した制度の一つ
である。

しかし歴史的には、有線ラジオ放送や有線TV放送の実施を意図した事業者が、
その実現のために主に同軸ケーブルを用いた有線電気通信設備網を設置した。
それが近年になって、同設備網を活用して放送サービス以外にインターネット
接続等の付加価値サービスを提供するケースが増加している。

以上の状況を踏まえ現在では、電気通信役務利用放送法⁽³⁹⁾によって「電気通信

✓ (36) 有線ラジオ放送法三条および有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する
規則（1951年：昭和26年：電波監理委員会規則第三号）二条三号

(37) 有線テレビジョン放送法三条

(38) 1999年（平成11年）法律第九十一号

事業者が提供する電気通信役務を利用し、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信」と定義される電気通信役務利用⁽⁴⁰⁾放送概念が設定されている。よって、CSを用いた受託放送や有線ラジオ放送、有線TV放送は、電気通信役務利用放送の一形態となる可能性が存在する。この法律もまた、上下分離の実現例である。

放送と通信に関する現状をまとめたのが表4であり、網掛部分はこれまでの「放送と通信の融合」によって生まれた“境界領域”とみなすことができる。

表4 放送と通信の現状区分

		公衆への直接受信形態		
		存在する		存在しない
		電気通信設備を使用		
伝達手段	有線	×	有線放送 (有線ラジオ放送や 有線TV放送)	通信
	無線	放送	CS放送	
	その他電磁的方式	×		

3-2. インターネットとプロトコル

インターネットは、様々な組織・団体・個人が管理・運営する多数のLAN (Local Area Network) やWAN (Wide Area Network) が地球規模で相互結合した巨大な情報ネットワークである。従って統括的なネットワーク管理者(組織)は存在せず、また接続に関する通信規約を共通化しなければ、個々のLANやWANを内包するインターネット全体としての情報交換や情報共有は実現しない。

情報通信機器が利用する通信規約をプロトコル (protocol) と呼ぶ。インター

✓ (39) 2001年(平成13年)法律第八十五号

(40) 電気通信役務利用放送法二条1項

ネット内で使用されているプロトコルはTCP/IP (Transmission Control Protocol / Internet Protocol) が主流であり、デファクトスタンダードとなっている。

TCP/IP の仕様は、Internet 内における技術の標準化を推進する任意団体である IETF (The Internet Engineering Task Force : インターネット技術特別調査委員会)⁽⁴¹⁾ が発行する RFC (Request of Comments : 規格書) として広く世界に公開されており、誰でも自由に無償で閲覧可能である。

図 1 に示すようなネットワークにおいて、例えば A から J に情報を伝達しようとした場合、TCP/IP では互いに隣り合う機器同士がバケツリレー形式で情報を伝える。従って通信経路は送信時に指定されるのではなく、ネットワーク構成や時々々のネットワーク状況に依存する。仮に通信経路が A→B→E→G→J や A→D→H→J であっても、通信行為それ自体には影響しない。

隣り合う 2 台の情報通信機器間における情報伝達はパケットと呼ばれる情報の塊によって行われるが、バケツリレー全体はパケット一つ一つに付与される送信者および送信先情報によって制御される。従って、インターネットに接続

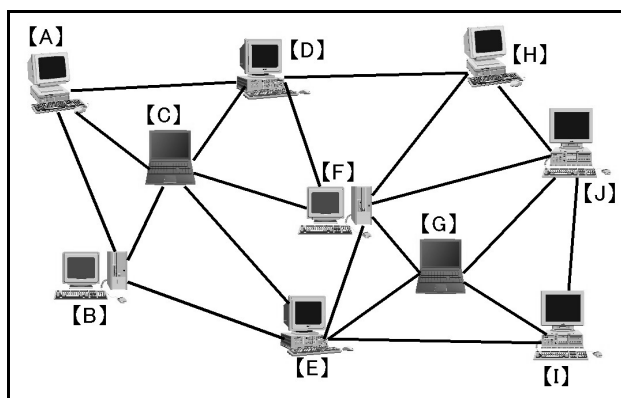


図 1 TCP/IP による情報通信ネットワークのイメージ図

(41) IETA は個人資格での参加のみが認められ、ボランティアによる活動を原則としている。
なお、IETA の事務局業務はアメリカの National Research Initiatives 社が担当している。

する全ての情報通信機器には、ネットワーク内で唯一絶対の番号である IP アドレスを割り当てねばならない。仮に、同じ IP アドレスを有する 2 台以上の情報通信機器が同一ネットワーク内に存在した場合、どれが適切な送信先（あるいは送信者）であるかを判断できないため、適切なパケットリレーが実行されずネットワークは混乱する。

現在のインターネット内で主に用いられている規格は IPv4 である。IP アドレスが 4Byte で構成されるため、表現可能なアドレス数は 256^4 （約 43 億）となる。従来はこれで十分だと考えられていたが、地球規模でインターネット利用者が急増した結果、IP アドレスの枯渇が問題となっている。そこで現在、IETF が新たに提案した IPv6⁽⁴²⁾ への移行が試みられている。IPv6 の導入によって利用可能な IP アドレスは 256^6 （約 281 兆）個となり、事実上無限となる。その結果、コンピュータや携帯電話といった現在我々がイメージする情報通信機器だけでなく、冷蔵庫や電子レンジ・洗濯機といった家庭用電化製品や自動車等にも個別の IP アドレスを割り当てることが可能となる。また、通信機能を有し情報を他者と共有することによって付加価値を生む様々な機器が、必要な時に場所や状況に関わらずネットワークに接続可能な環境をユビキタス（ubiquitous：ラテン語で「偏在」を意味する）と呼ぶ。

TCP/IP の利用に際しては、原則的には伝達経路が有線か無線かによる情報通信機器の差別的扱いが存在しない点にも留意する必要がある。インターネット内では、無線方式の通信手段を有する機器と有線方式のそれが並列に存在し、相互結合して LAN や WAN を構成しているケースが普通に出現している。

3-3. IP による新たな境界領域の誕生

IP を利用した通信では、ブロードキャスト（broadcast）、マルチキャスト

(42) 1995 年 1 月に提案された RFC1752 が IPv6 の始まりである。以降、議論を経て幾度かの改定が加えられ、現在に至っている。IPv6 では単にアドレス空間の拡張に留まらず、IPv4 で指摘された様々な問題を解決する新しい技術（通信時の情報秘匿性の向上など）も組み込まれている。

(multicast), ユニキャスト (unicast) という3つの異なる情報伝達形態が実現可能である。ブロードキャストはパケット送信先のIPアドレスを特定しない方式であり、ネットワーク内に存在する情報通信機器全てを対象に同一内容を同期的に伝達する。一方のユニキャストは、パケットの送信先を一つのIPアドレスに限定するため、情報通信機器同士の一対一伝達を意味する。マルチキャストはブロードキャストとユニキャストの中間に位置し、送信時に複数のIPアドレスを送信先として指定することにより、送信者が選別した複数の情報通信機器を対象に同一内容を同期的に伝達する形式である。

3-1で明らかにした「放送と通信」概念を適用した場合、ブロードキャストは電気通信役務利用放送の類型に属し、ユニキャストは通信そのものとなる。マルチキャストの場合、ある有線電気通信設備内に存在する情報通信機器の中でも特に事業者が選定した機器に配信先を限定できる点で、現状では公衆要件を満たしていると断言できない。つまり、マルチキャストは放送技術と通信技術の融合形態であり、現行の放送および通信行政の見地から見れば、早急に対応が求められる新たな境界領域となる。

4. e-Japan 戦略から見た放送と通信の融合

政府は、高度情報通信技術の活用による急激かつ大幅な世界規模での社会構造変化に対応するため、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法⁽⁴³⁾に基づき、2001年1月6日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、IT戦略本部）を内閣に設置した。IT戦略本部は、高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けた国家戦略であるe-Japan戦略⁽⁴⁴⁾をほぼ2年半置きに策定する一方、毎年春に重点計画を決定している。その中では、IPv6導入の推進と並んで放送と通信の融合を国策として強力に推進すると宣言しており、通信・放送融合技術の

(43) 2000年（平成12年）法律第百四十四号

(44) 2001年（平成13年）1月22日決定 e-Japan 戦略

2003年（平成15年）7月2日決定 e-Japan 戦略II

2006年（平成18年）1月19日決定 IT 慎改革戦略

開発の促進に関する法律なども成立させている。⁽⁴⁵⁾

政府が放送と通信の融合に注目する理由は、e-Japan 戦略が掲げる目標の一つである「世界最高水準の高度情報通信ネットワーク形成」を実現するためである。知的財産立国の成否を握る知的創造サイクル確立のためにも、世界最高レベルの高度情報通信ネットワークを早急に整備し、ユビキタス社会を実現しなければならない。

来るべきユビキタス社会においては、携帯電話を利用した様々なサービスが活況を呈する現代以上に無線通信は重要な存在となる。その一方で、電波は有限な資源であり、現状は既に周波数の枯渇が叫ばれている。そこで政府は、地上 TV 放送をデジタル化することで現在のアナログ TV 放送が利用している周波数を大幅に開放し、それを軸に大規模な周波数割当の再編を計画している。そのためには、地上 TV のアナログ放送を停波し、全土で一斉にデジタル化する必要が生じている。⁽⁴⁶⁾

2001 年に成立した電波法の一部を改正する法律が同年 7 月 25 日に施行されたため、その日より 10 年後の 2011 年 7 月 24 日までにアナログ TV 放送は停波することが決定した。既存の放送事業者は同日までに使用周波数を変更せざるを得ないが、それには多額の新規投資を要する。そこで同改正では同時に、周波数変更に掛かる費用の一部を国庫で負担することも可能であると定められた。⁽⁴⁷⁾

コンシューマ向けインターネット接続サービスの一つである FTTH (Fiber To The Home) は、光ファイバを利用しているために大容量の高速通信を安定して提供できる。従って FTTH を用いれば、IP 方式によるデジタル TV 放送の再送信は技術的に実現可能とされている。⁽⁴⁸⁾

(45) 2001 年 (平成 13 年) 法律第四十四号

(46) 2006 年 7 月 1 日現在、デジタル化によって開放を計画している周波数は 90~108MHz (1~3ch) と 170~222MHz (4~12ch)、それに 722~770MHz (55~62ch) である。ただし総務省は、デジタル地上テレビジョン放送に供する周波数帯を当初予定より 2ch 分削減し、710~770MHz (53~62ch) を新たな移動体通信サービスに開放するという内容の計画見直しを検討中である。

(47) 2001 年 (平成 13 年) 法律第四十八号

一方で、放送事業に用いる電波局は免許制であり、使用する電波の周波数や出力等の物理的要因により、放送エリアは自動的に限定される。他方有線電気通信事業の場合、経営戦略や資金力等の全く異なる制約によってサービスエリアが決定される。仮に、FTTH を用いたデジタル TV 放送の再送信を行なうとすると、電波が届かない地域にまで再送信することは放送事業者の権益を害する行為であり、また、著作権的にも大きな問題をはらんでいる。従って、再送信を本来的な TV 放送エリアの範囲に留めるためには、マルチキャストが必須となる。

2006 年 3 月末における契約数が 546 万余りとなった FTTH 事業者は、更なる顧客獲得のキラーコンテンツとして、デジタル TV 放送の再送信を切望している。それにより、FTTH が全国津々浦々に普及してサービス価格も抑制されれば、e-Japan 戦略の実現にも益する。同時に、既存の有線電気通信設備を用いてデジタル TV 放送を再送信することにより、放送局の周波数変更にかかる費用や難視聴地域対策費を抑え、結果として国庫負担を減らす効果も期待できる。

以上より政府は、IP マルチキャストによるデジタル TV 放送の同時再送信を可能とする制度整備を国家戦略の一つに掲げ、今年度中の再送信実現を宣言したのである。

(2006.12.29 つづく)

参考文献

- ・岡田 洋一，“知的財産関係事件に関する裁判制度”，『パテント』，Vol.57, No.5, P.4～P.10, 日本弁理士会，2004 年
 - ・知的財産高等裁判所，“座談会 知的財産訴訟実務の実際”，『パテント』，Vol.59, No.5, P.3～P.30, 日本弁理士会，2006 年
 - ・岩田英朗，“科学技術の進歩と著作権法の改革 - 1999 年著作権法改正の検証 -”，『経済理論』，第 293 号, P.17～P.53, 和歌山大学経済学会，2000 年
- ✓ (48) FTTH よりも先にサービスが普及し、2006 年 3 月末時点で 1452 万契約余りにのぼる DSL (Digital Subscriber Line) サービスの場合、既存の電話線を利用した通信であるが故に、通信容量および安定性からデジタル TV 放送の IP 再送信には不適格、との考えが主流である。
- (49) 総務省調べ「ブロードバンドサービス等の契約数 (平成 18 年 3 月末)」(2006 年 6 月 6 日発表) より

- ・岩田英朗, “科学技術の進歩に伴って揺れる著作権制度 (1)”, 『経済理論』, 第 305 号, P.1~P.21, 和歌山大学経済学会, 2002 年
- ・岩田英朗, “科学技術の進歩に伴って揺れる著作権制度 (2)”, 『経済理論』 第 306, P.23~P.44), 和歌山大学経済学会, 2002 年
- ・岩田英朗, “科学技術の進歩に伴って揺れる著作権制度 (3)”, 『経済理論』, 第 308 号, P.1~P.27, 和歌山大学経済学会, 2002 年
- ・岡 邦俊, 『著作権の法廷』, きょうせい, 1992 年
- ・半田正夫, 『転機にさしかかった著作権制度』, 一粒社, 1994 年
- ・半田正夫, 『著作権法概説【第 7 版】』, 一粒社, 1995 年
- ・半田正夫・紋谷暢男 編著, 『著作権のノウハウ【第五版】』, 有斐閣, 1995 年
- ・紋谷暢男, 『無体財産権法概論【第 6 版】』, 有斐閣, 1996 年
- ・三山裕三, 『著作権法詳説【第 3 版】』, 東京布井出版, 1998 年
- ・田村善之, 『著作権法概説』, 有斐閣, 1998 年
- ・土肥一史, 『知的財産権法入門【第二版】』, 中央経済社, 1998 年
- ・金井重彦・小倉秀夫 編著, 『著作権法コンメンタール【上巻】』, 東京布井出版, 2000 年
- ・村林隆一先生古希記念論文集刊行会 編, 『判例著作権法』, 東京布井出版, 2001 年